

生駒市選挙管理委員会告示第49号

生駒市投票区の一部を改正する告示を次のように定める。

平成18年10月25日

生駒市選挙管理委員会委員長 山本 清一

生駒市投票区の一部を改正する告示

生駒市投票区（昭和48年8月生駒市選挙管理委員会告示第29号）の一部を次のように改正する。

本則の表第7投票区の項中「北大和4丁目、北大和5丁目、高山町、鹿畑町及び奈良市に囲まれた」を「第40投票区に属する」に改め、同表第24投票区の項中「壺分町」の次に「（第41投票区に属する区域を除く。）」を加え、同表第33投票区の項中「南山手台」を「（第41投票区に属する区域を除く。）」に改め、同表第40投票区の項中「北大和4丁目、北大和5丁目、高山町、鹿畑町」を「高山町、鹿畑町、真弓3丁目、真弓4丁目、北大和3丁目、北大和4丁目、北大和5丁目」に改め、同表に次のように加える。

第41投票区	壺分町の一部（東生駒4丁目、さつき台2丁目、市道菜畑壺分線、別院川（市道菜畑壺分線～第二阪奈有料道路）、第二阪奈有料道路（別院川～有里町界）、有里町、小瀬町及び奈良市に囲まれた区域）、小瀬町の一部（壺分町、大瀬ふれあい公園、国道308号線（大瀬ふれあい公園～市道牛ツカ田渡り線）、市道牛ツカ田渡り線、市道奥ノ谷ヒロシバ線、市道乙田線支線9号、萩の台、乙田町及び奈良市に囲まれた区域）、南山手台
--------	--

附 則

この告示は、平成18年12月1日から施行する。